

令和6年9月20日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第9回）議事録

1. 開催日時 令和6年9月20日（金曜日）午前10時10分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（20名）

1 番 佐藤 崇	14 番 畑山 留美子
2 番 小松 健	15 番 佐藤 喜勝
3 番 齋藤 誠	16 番 佐々木 剛
4 番 庄司 和夫	17 番 伊藤 剛
5 番 佐々木 亨	19 番 大瀧 浪雄
6 番 伊藤 直子	20 番 佐々木 純一
7 番 菅原文 克	21 番 小野 晃一
8 番 板垣 利明	22 番 豊島 靖喜
12 番 佐藤 源樹	23 番 真坂 和都
13 番 佐藤 榮一	24 番 富樫 公一

4. 欠席委員（4名）

9 番 三浦 幸夫	11 番 巴 寛
10 番 吉尾 麻美	18 番 加藤 三敏

5. 議事日程第1号 令和6年9月20日（金曜日）午前10時10分開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 3号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の
任免について

第 5. 議案第60号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 6. 議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 7. 議案第62号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について（所有権移転）

第 8. 議案第63号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設
定の件

第 9. 議案第64号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移
転の件

第10. 議案第65号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断につ
いて

第11. 議案第66号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局 長 木内 卓 朗 次 長 齋藤 政 樹

次長兼農地班長	二見真之	農政班長	三保敦
主査	齋藤身子	主査(矢島庶務班)	田口達也
主事(由利庶務班)	畠山秀	主査(大内庶務班)	佐藤彰
主事(東由利庶務班)	石渡穰	主査(西目庶務班)	巴留美子
主事(鳥海庶務班)	佐藤海士		

8. 総会議長
富樫公一

9. 議事録署名委員
12番 佐藤源樹
13番 佐藤榮一

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年9月4日公示招集されました、令和6年第9回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中20名であります。

9番三浦幸夫委員、10番吉尾麻美委員、11番巴寛委員、18番加藤三敏委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、報告第3号並びに議案第60号から議案第66号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、12番佐藤源樹委員、13番佐藤榮一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第3号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(報告第3号について、事務局次長による案件報告)

○議長

報告第3号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第5、議案第60号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第60号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第60号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第60号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第61号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第61号について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第61号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第61号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第62号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第62号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第62号は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第63号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第63号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第63号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番齋藤誠委員。

○3番・齋藤誠委員

議案第63号について、調査日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第63号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第63号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第63号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第64号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第64号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないため、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第64号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

議案第64号について、調査日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第64号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第64号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第64号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第65号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第65号1番と2番について、議案書に基づき朗読し、申請事業の概要を説明。

1番については、20年以上耕作されておらず、原野化している状況。

2番についても、15年以上耕作されておらず、雑草や雑木が繁茂し原野化している状況であり、1番・2番ともに農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第65号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番小野晃一委員。

○21番・小野晃一委員

議案第65号1番と2番について、調査日時、現地調査出席者を述べ、1番・2番ともに現地は、長年にわたり耕作された様子がなく雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第65号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第65号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課担当者着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11、議案第66号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に、変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。農業振興課。

○市農業振興課

（由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請件数、申請地、面積、変更事由等の概要を説明。申請地が、「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の要件にあたる

かについて除外地の必要性、代替地の有無について、申請地以外に条件を満たす土地はなく、ほかの土地をもって代えることが困難であり、農業上の効率的かつ総合的な利用や、周辺の土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

次に、対図番号「鳥1」～「鳥4」につきまして、担当者の説明を求めます。担当課。

○担当課

申請件数、申請地、面積、変更種別を説明。

4件全てが現況は田になっており、基盤整備事業区域とし、今後も農地として利用していく計画であるため編入する旨を説明する。

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

先程、農振担当者より説明のありましたとおり、農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としておりますので、農地法の規定による農地区分の立地基準、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

添付資料5ページを御覧ください。対図番号「本1」について、申請地は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当し、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則として許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると見込まれます。

以上のことから、本件は今後、農地転用申請がされた場合には、立地基準上は許可相当と見込まれます。よって、由利本荘農業振興地域整備計画の変更案については、妥当と考えます。

○議長

議案第66号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

議案第66号について、調査日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などを説明。

農振農用地からの除外については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないことが要件となっているが、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第66号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

○議長

5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

5番佐々木です。5ページについてですけども今回対象となっているほ場の西側、白地農地ということで茶色い区画があります。そちらは、今、小松電業さんの社屋が建っているようなんですけど、地図上は、白地農地ということで転用がされないような形で記載されてますが、こちらについては、適正に農地転用の手続きが為されているのでしょうか。そこを確認したいと思います。

○議長

説明をお願いします。

○5番・佐々木亨委員

場所は分かりますか。

○事務局

道路から対面の三角のところですか。

○5番・佐々木亨委員

道路の反対側西側です。茶色の長方形のところですか。

○事務局

赤の隣の長方形のところですか。

○5番・佐々木亨委員

そうです。白地農地ということで茶色い農地です。

○事務局

ただいま確認いたしますので、少々お時間をいただきます。

○5番・佐々木亨委員

質問の意図ですが、この除外に関して異議があるわけではないんですけども、仮に宅地転用が適正にされていないとなると、その方が、更に転用を進める事になりますので、やはり、ちょっと問題になるかなと感じたものですから、確認した次第です。

○市農業振興課

すみません。お待たせしました。ただいまのご質問ですが、白地となっている申請地の左側の土地が134番地なのですが、3ページの除外する土地の中に134番が載ってしまっていて、地図上は茶色の白地として着色していました。

○事務局

お待たせをいたしました。ご質問いただいた藤崎字新田前134番地となるんですけども、こちらは、平成11年の段階で車庫、駐車場、資材置場等ということで、本荘市時代に転用許可を受

けている土地と確認できましたのでご説明させていただきました。

○5番・佐々木亨委員

そういう場合は、転用済地の青になるのではないのですか。

○市農業振興課

青でもよかったが、表の方に除外する土地の一覧の方に134と載っていたので、分かりやすいように茶色で着色していました。

○5番・佐々木亨委員

分かりました。承知しました。

○議長

他にご質問ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第66号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前10時58分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 佐々木 亨

議事録署名委員 伊 藤 直 子